

障害者差別解消法

れいわ ねん がつ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ しょうがいしゃさべつかいしょう
令和6年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消
ほう）^{ないよう あたら}」の内容が新しくなり、事業者による障がい者への合理的配慮の提供が法的義務となり
ました。ひとりひとり しょう りかい しょう しゃ たい さべつ ゆた しゃがい
一人一人が障がいについて理解し、障がい者に対する差別のない、豊かな社会づく
りにみんなで取り組みましょう。



ほうりつ もくてき 法律の目的

くに とどう ふけん しちょうそん ぎょうせいきかん かいしゃ みせ じぎょうしゃ しょう
国や都道府県・市町村といった行政機関や、会社やお店などの事業者が、「障がい
りゆう さべつ そち さだ じっし しょう
を理由とする差別」をなくすための措置を定め、それを実施することで、障がいがあ
る人もない人もわけへだてなく、みんながお互いに人格と個性を尊重しあいながら
きょうせい しゃがい もくてき
共生できる社会をつくることを目的としています。



こじんじぎょうしゃ ひえいり じぎょうしゃ たいしょう 個人事業者や非営利事業者も対象です

じぎょうしゃ もくてき えいり ひえいり こじん ほうじん べつ と いっぱんてき きぎょう
事業者とは、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問いません。一般的な企業や
みせ たと こじんじぎょうしゃ たいか え むほうしゅう じぎょう ひえいり じぎょう おこな
お店だけでなく、例えば個人事業者や対価を得ない無報酬の事業、非営利事業を行
う社会福祉法人や特定非営利活動法人も対象となります。



たいしょう しょう ひと 対象となる障がいのある人とは

しょうがいしゃ きほんほう さだ しょう ひと しんたいしょう ちてきしょう
障害者基本法で定められているすべての障がいのある人（身体障がい、知的障
せいしんしょう ほんたつしょう ふく しんしん き のう しょう ひと
い、精神障がい＜発達障がいを含む＞、そのほか心身の機能の障がいがある人で、
しょう およ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつ しゃかいてきしょう こんなん
障がい及び社会的障壁によって継続的に日常生活や社会生活が困難になっている
ひと しょうがいしゃ てちょう ひと ふく
人）です。障害者手帳をもっていない人も含まれます。





さべつかいしょう とくぎむ
差別解消のための取り組み義務について

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ふとう さべつてきとりあつか きんし しょう しゃ ごうりてきはいりよ
障害者差別解消法では、不当な差別的取扱いが禁止され、障がい者への合理的配慮
ていきょう ぎむ じぎょうしゃ しょう しゃ ごうりてきはいりよ ていきょう
の提供が義務づけられています。（※事業者による障がい者への合理的配慮の提供は、
れいわ ねん がつ にち どりよくぎむ ほうてきぎむ かいせい
令和6年4月1日より努力義務から法的義務へ改正。）

	ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	しょう しゃ 障がい者への ごうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供
ないよう 内容	<p>しょう ひと たい せいとう 障がいのある人に対して、正当な りゆう ていきょう きよひ せいげん 理由なくサービスの提供を拒否・制限 することです。</p> 	<p>しょう しゃ ごうりてきはいりよ か ごうい 障がい者への合理的配慮に欠ける行為 とは、しょう ひと しゃかいせいかつ と、障がいのある人の社会生活におけ ごうどう さまた しゃかいてきしょうへき と のぞ る行動を妨げる社会的障壁を取り除く はいりよ おごた ふたん 配慮を怠ることです。負担になりすぎな はんい こべつ たいおう もと い範囲で、個別の対応をすることが求め られ、しょう ひと 障がいのある人からなんらかの はいりよ もと いし ひょうめい 配慮を求める意思の表明があったにもか かわらず、たいおう さべつ 対応しないことは差別にあたります。</p>
さべつ 差別 となる ぐたいれい 具体例	<p>× しょう 障がいがあるという りゆう 理由で、スポーツクラ にゆう ブやサークルへの入 かい いんしょくてん にゆうてん 会、飲食店への入店 ことわ を断られた。</p>  <p>× アパートをか さい を借りる際 しょう に障がいがあること つた か を伝えたら、貸すこ とができないと けいやく ことわ 契約を断られた。</p> 	<p>× のもの の さい てだす 乗り物に乗る際に手助 ねが けをお願いしたのに、 しょくいん ひつよう えんじよ 職員から必要な援助 う を受けられない。</p>  <p>× ひつだん ふんしょう よ あ 筆談や文章の読み上 ていねい げ、ゆっくりと丁寧な せつめい きぼう 説明などを希望したの に はいりよ 配慮してもらえない。</p> 
ぎょうせい きかん 行政機関	きんし 禁止	ほうてきぎむ 法的義務
じぎょうしゃ 事業者	きんし 禁止	れいわ ねん がつ にち 令和6年4月1日～ どりよくぎむ ほうてきぎむ 努力義務 ⇒ 法的義務

しょう しゃさべつ かん そうだんまどぐち たかまつ しょう ふくし か
障がい者差別に関する相談窓口 高松市障がい福祉課

たかまつ し ばんちょういっちょう め ばん ごう
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

でんわ
電話 (087) 839-2333 FAX (087) 821-0086

